

佐賀県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

なお、保安林予定森林（平成二十二年佐賀県告示第百八十六号）は、廃止する。

平成二十四年六月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市厳木町厳木字上大谷一三三五、一三三六の一（次の図に示す部分に限る。）、一三三八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市林務課に備え置いて縦覧に供する。）